



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*6 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則 2

○ 告示

350	包括外部監査契約の締結	(財政課).....	9
351	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課).....	9
352	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	10
353	〃	(〃).....	10
354	〃	(〃).....	10
355	〃	(〃).....	11
356	〃	(〃).....	11
357	〃	(〃).....	12
358	〃	(〃).....	12
359	〃	(〃).....	12
360	〃	(〃).....	13
361	〃	(〃).....	13
362	〃	(〃).....	13
363	〃	(〃).....	14
364	〃	(〃).....	14
365	〃	(〃).....	15
366	〃	(〃).....	15
367	〃	(〃).....	15
368	〃	(〃).....	16
369	〃	(〃).....	16
370	〃	(〃).....	16
371	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	17
372	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(〃).....	17
373	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	18
374	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	18
375	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(〃).....	19
376	救急病院の認定	(医務課).....	19
377	紀の川土地改良区連合の役員の退任	(農業農村整備課).....	19
378	六箇井土地改良区の定款変更の認可	(〃).....	19
379	県営ため池等整備事業寺谷池地区の土地改良事業計画の変更	(〃).....	20
380	道路の区域変更	(道路保全課).....	20
381	道路の区域変更	(〃).....	20
382	道路の供用開始	(〃).....	21
383	道路の区域変更	(〃).....	21

384 道路の供用開始 (")..... 21
 385 道路の区域変更 (")..... 22
 386 道路の供用開始 (")..... 22
 387 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 22

○ 公安委員会告示
 17 警備員指導教育責任者講習の実施 23

○ 公告
 公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標の公表 (医務課)..... 28
 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 31
 " (")..... 32

規 則

和歌山県公安委員会規則第6号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成24年4月13日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第2条 条例第3条第2項の規定による命令は命令書（別記様式第1号）により、条例第8条第3項の規定による命令は命令書（別記様式第2号）により、同条第5項の規定による命令は命令書（別記様式第3号）により行うものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第3条第1項に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

2 条例第8条第4項に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。

(指示)

第4条 条例第13条の規定による指示は、指示書（別記様式第4号）により行うものとする。

(事業の停止)

第5条 条例第14条の規定による事業の停止の命令は、事業停止命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第3条第1項に規定する地域を定める規則の廃止)

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第3条第1項に規定する地域を定める規則（平成15年和歌山県公安委員会規則第17号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

地 域
和歌山市太田三丁目1番1北西角を起点として、和歌山市太田三丁目10番2北西角、和歌山市太田439番7北西角、和歌山市黒田37番北西角を経て、和歌山市黒田254番1北西角、和歌山市黒田124番2北東角を経て、和歌山市吉田

351番北西角、和歌山市友田町五丁目49番南西角を経て、和歌山市田中町五丁目1番1北西角、和歌山市太田一丁目3番4北東角を経て、起点に至る線に囲まれた区域

別表第2 (第3条関係)

地	域
<p>1 和歌山市友田町四丁目107番1南西角を起点として、和歌山市吉田580番北西角、和歌山市吉田478番北角を経て、和歌山市吉田392番東端、和歌山市吉田361番南東角を経て、和歌山市中之島2249番南西角、月読橋南東詰を経て、銭座橋南西詰、和歌山市畑屋敷中ノ丁32番北東角を経て、和歌山市新八百屋丁14番北角、同番西角を経て、和歌山市新大工町15番北西角、和歌山市新大工町21番南西角を経て、和歌山市岡円福院西ノ丁1番南西角、同番南東角、和歌山市北ノ新地中六軒丁5番南東角を経て、起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>2 和歌山市南雑賀町38番北西角を起点として、雑賀橋西詰、鈴丸橋南西詰を経て、和歌山市新堺丁3番北西角、和歌山市新中通六丁目12番西端を経て、和歌山市新中通六丁目23番南西角、和歌山市新中通五丁目14番北西角を経て、起点に至る線に囲まれた区域</p>	

別記様式第1号(第2条関係)

第 号

命 令 書

年 月 日

住 居
氏 名
生年月日

所属
階級
氏名

印

あなたが行った下記の行為は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年和歌山県条例第28号)第3条第1項の規定に違反するので、同条第2項の規定により、当該違反行為を中止するよう命ずる。

記

1 日時
年 月 日 時 分頃

2 場所

3 理由

公衆に対し、

- 静穏を害する
- 不安を覚えさせる
- 迷惑をかける

ような方法により

- 自動車
- 原動機付自転車

を走行させたもの

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については和歌山県警察本部長)に対し審査請求をすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(注) 該当する□にレ印を付すること。

別記様式第2号(第2条関係)

第 号

命 令 書

年 月 日

住 居
氏 名
生年月日

所属
階級
氏名

印

あなたが行った下記の行為は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年和歌山県条例第28号)第8条第2項の規定に違反するので、同条第3項の規定により、

- 当該誘引行為をやめること
- その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずること

()
を命ずる。

記

1 日時 年 月 日 時 分頃

2 場所

3 理由

- 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供(人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。)を受ける客となるように、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの
- 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受ける客又は利用者となるように、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの
- 午後10時から翌日の午前6時までの間において、専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を受ける客となるように、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの

(教示)

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については和歌山県警察本部長)に対し審査請求をすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(注) 該当する□にレ印を付すること。

別記様式第3号 (第2条関係)

第 号

命 令 書

年 月 日

住 居
氏 名
生 年 月 日

所 属
階 級
氏 名

印

あなたが行った下記の行為は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年和歌山県条例第28号)第8条第4項の規定に違反するので、同条第5項の規定により、

- 客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめること
- その他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずること

を命ずる。

記

1 日時 年 月 日 時 分頃

2 場所

3 理由

- 次に掲げる行為について、客引きをする目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業に関する情報の提供
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供
 - 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
- 次に掲げる行為について、客となるように誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの観覧
 - 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売
 - 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供(人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)
- 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの
 - 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)
 - 歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

(教示)

この処分不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属する警察署の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については和歌山県警察本部長)に対し審査請求をすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(注) 該当する□にレ印を付すること。

別記様式第4号 (第4条関係)

和歌山県公安委員会達生企第 号

指 示 書

年 月 日

事業者の住所
氏名又は名称

殿

和歌山県公安委員会 印

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (昭和38年和歌山県条例第28号) 第13条の規定により、下記のとおり指示する。

記

事業所の名称 (事業の形態)	()
事業所の所在地	
指示の内容	
指示の理由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課経由) に対し異議申立てをすることができます (処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます (処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第5号 (第5条関係)

和歌山県公安委員会達生企第

号

事業停止命令書

年 月 日

事業者の住所
氏名又は名称

殿

和歌山県公安委員会 印

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）第14条の規定により、下記のとおり事業の停止を命ずる。
記

事業所の名称
(事業の形態)

()

事業所の所在地

停止の範囲

事業停止期間

年 月 日から

間

年 月 日まで

処分の理由

(教示)

行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書に該当する場合で、この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会（和歌山県警察本部生活安全全部生活安全企画課経由）に対し異議申立てをすることができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

告 示

和歌山県告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成24年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に係る関係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 関係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。</p>

3 包括外部監査人の氏名及び住所

武田宗久

大阪府河内長野市美加の台六丁目22番14号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

和歌山県告示第351号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成24年4月13日

- 1 特約業者の氏名又は名称
株式会社シーサイドサンワ
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県東牟婁郡串本町田子675番地
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成24年4月2日

和歌山県告示第352号

和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成21年8月18日から平成23年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字日物川の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第353号

和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成21年8月18日から平成23年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字遠井の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第354号

和歌山県有田郡有田川町大字板尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字板尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字板尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第355号

和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第356号

和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年11月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町丸山の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第357号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月16日から平成23年9月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字柏木の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第358号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月16日から平成23年9月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第359号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期

平成21年4月16日から平成23年9月3日まで

- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第360号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年1月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第361号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年1月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第362号

和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第363号

和歌山県紀の川市花野の一部、尾崎地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年12月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市花野の一部、尾崎地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市花野の一部、尾崎地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第364号

和歌山県紀の川市深田、別所地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市深田、別所地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市深田、別所地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第365号

和歌山県田辺市秋津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月26日から平成23年10月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市秋津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市秋津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第366号

和歌山県日高郡みなべ町滝・高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成23年9月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町滝・高野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町滝・高野の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第367号

和歌山県紀の川市粉河・中山の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市粉河・中山の各一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市粉河・中山の各一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第368号

和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年12月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第369号

和歌山県紀の川市花野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市花野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市花野の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第370号

和歌山県日高郡由良町大字阿戸の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡由良町

- 2 調査を行った時期
平成22年5月28日から平成23年9月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡由良町大字阿戸の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡由良町大字阿戸の一部地区
- 5 認証年月日
平成24年3月30日

和歌山県告示第371号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年5月28日まで縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年3月26日
- 2 名称
特定非営利活動法人エルトゥールルが世界を救う
- 3 代表者の氏名
浦聖治
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市井戸189番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、日本国民に対して、1890年の和歌山県串本沖におけるトルコ軍艦エルトゥールル号遭難救出劇、1985年のイラン・イラク戦争でのトルコ政府による邦人救出劇、これらの史実を多くの日本人へ伝えるべく、エルトゥールルの事故とイランイラク戦争の逸話を知らしめる活動に関する事業を行い、これに学び、両国民の持つ優れた人間的資質に今一度光を当てることにより、両国間の通商拡大および民間交流を図ると共に、トルコ共和国と日本国の相互協力による世界平和構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第372号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年5月28日まで縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年3月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人クロネット
- 3 代表者の氏名

神谷妃佐代

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市松江中3丁目7番10号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が地域で当たり前に生活していける社会の実現を図る為、障害を持つ人々が自立していけるような支援や、障害を持つ人々に暮らしやすいまちづくりのための啓発活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第373号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010120461	作業所あい	和歌山市梶取20-1	就労移行支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成24.3.31
3011700386	たんぼぼ作業所	紀の川市井ノ口1591-1	就労継続支援B型	社会福祉法人貴桃会	紀の川市井ノ口1591-1	平成24.3.31
3011610098	つくし共同作業所	有田郡湯浅町栖原187-1	就労移行支援	社会福祉法人有田つくし福祉会	有田郡湯浅町栖原187-1	平成24.3.31
3012250092	たなかの杜	田辺市芳養町3216-19	就労移行支援 就労継続支援B型 児童デイサービス	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成24.3.31
3010100323	みなみ工房	和歌山市頭陀寺63	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人ふじの会	海南市北赤坂3-1	平成24.3.31
3012405019	あすか作業所	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成24.3.31
3012405019	あすか作業所日置川分場いきいき作業所	西牟婁郡白浜町安宅425-16	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	平成24.3.31

和歌山県告示第374号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010100323	みなみ工房	和歌山市頭陀寺63	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人ふじの会	海南市北赤坂3-1	平成24.4.1	平成30.3.31
3011310095	サングリーンのくにかつらぎ営業所	伊都郡かつらぎ町西洪田23-1	就労継続支援A型	特定無し 人山水会	社会福祉法68	紀の川市粉河41	平成24.4.1	平成30.3.31

3011610 171	早月農園	有田郡有田川町 尾上13-1	就労継続支 援B型	知的障害者	社会福祉法 人有田つく し福祉会	有田郡湯浅町栖 原187-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3012405 019	あすか作業 所	西牟婁郡上富田 町生馬522-1	就労継続支 援B型	特定無し	社会福祉法 人ふたば福	田辺市文里1-5- 13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3012250 092	いきいき作 業所	西牟婁郡白浜町 安宅425-16	生活介護	特定無し	社会福祉法 人ふたば福 祉会	田辺市文里1-5- 13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3012520 148	たなかの杜	田辺市芳養町32 16-19	生活介護(従 たる事業所)	特定無し	社会福祉法 人和歌山県 福祉事業団	西牟婁郡上富田 町岩田2456-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
	生活介護事 業所あん	東牟婁郡串本町 田原700	生活介護					

和歌山県告示第375号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3012200 303	第2古道ヶ丘	就労継続支 援B型	事業所の名称	第2古道ヶ丘	古道ヶ丘	平成 24.4.1

和歌山県告示第376号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町大字天満483番地の1
- 3 有効期限 平成27年3月21日

和歌山県告示第377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成24年3月29日退任)

職名 氏名 住所
理事 薄井茂裕 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町32番地の1

和歌山県告示第378号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可し

たので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営ため池等整備事業寺谷池地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業寺谷池地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年4月16日から平成24年5月16日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、日高町産業建設課

和歌山県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市平瀬字栗栖924番5地先から同市平瀬字釣上929番1地先まで	旧	6.30 ? 10.00	40.00	佐田橋 L=10.50

和歌山県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考

		メートル	メートル	
伊都郡かつらぎ町大字志賀字山原264番1地先から同町大字志賀字山原245番1地先まで	旧	6.46 } 9.87	87.87	
同上	新	6.46 } 9.87	87.87	
同上	新	33.49 } 75.37	81.89	

和歌山県告示第382号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字志賀字山原264番1地先から同町大字志賀字山原245番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月13日

和歌山県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字西谷414番1地先から同市桃山町黒川字西谷423番1地先まで	旧	4.51 } 9.04	109.75	
同上	新	7.75 } 18.51	109.75	

和歌山県告示第384号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字西谷414番1地先から同市桃山町黒川字西谷423番1地先まで

供用開始の期日 平成24年4月13日

和歌山県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野天川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番16地内	旧	8.60 } 15.99	42.20	
同上	新	14.65 } 17.36	41.30	

和歌山県告示第386号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野天川線

供用開始の区間 伊都郡高野町大字南字瀧ノ尾264番16地内

供用開始の期日 平成24年4月13日

和歌山県告示第387号

平成24年度「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月13日

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成24年度「県民の友」印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通り一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660-421
- 5 落札金額
40,682,520円 (単価契約に基づき算定した見込額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年2月10日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第17号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「講習」という。) を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務 (以下「2号警備業務」という。) に係る講習で、2の (1) に掲げる者を対象とするもの (以下「新規取得講習 (2号)」という。)	平成24年7月4日 (水) から同月12日 (木) までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 (合同実施)	30名
2号警備業務に係る講習で、2の (2) に掲げる者を対象とするもの (以下「追加取得講習 (2号)」という。)	平成24年7月9日 (月) から同月12日 (木) までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務 (以下「3号警備業務」という。) に係る講習で、2の (3) に掲げる者を対象とするもの (以下「新規取得講習 (3号)」という。)	平成24年7月4日 (水) から同月12日 (木) までの土曜日及び日曜日を除く7日間	同上	10名
3号警備業務に係る講習で、2の (4) に掲げる者を対象とするもの (以下「追加取得講習 (3号)」という。)	平成24年7月9日 (月) から同月12日 (木) までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習 (2号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けていない

者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（3号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等

提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成24年5月22日（火）から同月24日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成24年5月28日（月）から同月30日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問い合わせ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の（1）のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(2号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る

合格証の写し 1通

(オ) 2の (3) のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習 (3号) の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真 (6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の (4) に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の (4) のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の (4) のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の (4) のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の (4) のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の (4) のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1) から (4) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の (1) のア、ウ、オ若しくは2の (2) のア、ウ、オ又は2の (3) のア、ウ、オ若しくは2の (4) のア、ウ、オに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の (1) のア、2の (2) のア、2の (3) のア又は2の (4) のアに該当する者にあつては、(1) のイの (ア)、(2) のウの (ア)、(3) のイの (ア) 又は (4) のウの (ア) に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込み時に和歌山県証紙により納付すること。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 新規取得講習 (2号) | 38,000円 |
| (2) 追加取得講習 (2号) | 14,000円 |
| (3) 新規取得講習 (3号) | 38,000円 |
| (4) 追加取得講習 (3号) | 14,000円 |

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会 (所在地 和歌山市西汀丁36番地) に委託して実施する。

8 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

公 告

公 告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項及び第78条第1項の規定により、公立大学法人和歌山県立医科大学の中期目標を平成24年3月16日に次のとおり定めたので公表する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公立大学法人和歌山県立医科大学中期目標

目次

法人の基本的な目標

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
- 2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 附属病院に関する目標
- 4 地域貢献に関する目標
- 5 国際交流に関する目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 法令・倫理等の遵守及び内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標
- 2 人材育成・人事の適正化に関する目標
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する目標

- 1 自己収入の増加に関する目標
- 2 経費の抑制に関する目標
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標
- 2 情報公開等の推進に関する目標

第6 その他業務運営に関する重要目標

- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
- 2 安全管理に関する目標
- 3 基本的人権の尊重に関する目標

法人の基本的な目標

和歌山県立医科大学は、医学及び保健看護学に関する学術の中心として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与する。

この目的を果たすため、当該中期目標期間の基本的な目標を以下のとおり設定する。

- (1) 高等教育及び学術研究の水準の向上に資する。
- (2) 高度で専門的かつ総合的な能力のある人材の育成を行う。
- (3) 高度で先進的な医療を提供する。

(4) 地域の保健医療の発展に寄与する活動を行う。

(5) 地域社会との連携及び産官学の連携を行う。

新しい中期目標のもと、公立大学法人として求められている「開かれた大学」及び「地域社会への貢献」という使命を果たすべく、質の高い大学教育と地域医療を実現するため、理事長のリーダーシップのもと教職員が一丸となり、目標達成に向け取り組むことを望む。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成30年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果に関する目標

入学者受入方針（アドミッションポリシー）、卒業生の到達目標（ディプロマポリシー）及びその目標達成のための教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を確立し、教育の質の保証及び向上を図り、和歌山県の地域医療に関する課題に取り組む医療人、また、国際的にも活躍できる医療人を育成する。

<学部教育>

人間性を高める教育を実施することにより幅広い教養、生命に対する倫理観を養うとともに、医学・保健看護学に関する専門的な知識や技術を習得し、問題解決能力を有する資質の高い医療人を育成する。

<大学院教育>

先進的な医療を支える高度で専門的な人材を育成する。

独創的かつ高度な学術研究を行い、地域社会のみならず国際的にも活躍できる人材を育成する。

<専攻科教育>

助産師として必要な倫理観及び問題解決能力を有する資質の高い人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

教育の質の向上を図るため、教職員を適正に配置し、組織的な教育実施体制を整備するとともに、大学の組織的な教育活動及び教員の教育活動に対する評価を継続的に行う。

また、教育研究活動に必要な設備、図書等の計画的な整備及び充実を図る。

(3) 学生への支援に関する目標

学生が安心して勉学に打ち込める環境が重要であるとの視点に立ち、留学生を含む多様な学生に対応した学習支援及び生活支援体制を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び成果等に関する目標

がんに対する総合的な研究など重点的に取り組まなければならない分野における独創的な研究及び先進的な研究を推進する。

(2) 研究の実施体制等の整備に関する目標

がんに対する総合的な研究など重点的に取り組まなければならない分野を的確に把握し、研究体制の整備を図る。

また、既存の枠組みを超えた横断的な教育研究を推進するため、柔軟かつ機動的な研究体制を構築するとともに、次世代を担う若手研究者の研究体制を強化する。

さらに、社会からの多様な要請に応じて研究成果の移転を図っていくため、研究成果の普及と活用に向けた大学における知的財産の管理・活用体制を強化する。

3 附属病院に関する目標

(1) 医療の充実及び実践に関する目標

地域医療の中核機関として、がん診療、救急医療、周産期・小児医療などの重点分野について、さらなる充実を図るとともに、高度かつ先進的な医療の充実に引き続き努める。

また、医療の安全性を高める管理体制を確立することにより、患者に安全・安心で質の高い医療を提供する。

附属病院本院と附属病院紀北分院の特色と果たすべき役割を明確にし、それぞれの病院において最大限の能力を発揮できるよう相互の連携を図る。

(2) 地域医療への貢献に関する目標

県行政及び地域の医療機関との連携及び交流により、救急医療、災害医療及びへき地医療等の充実を支援するとともに、地域における医師をはじめとする医療体制の充実に寄与する。

特に、災害医療については、東海・東南海・南海地震の同時発生が想定される中、基幹災害医療センターとしての使命を果たせるよう機能の充実を図る。

(3) 研修機能等の充実に関する目標

大学附属病院として、医学部・保健看護学部の学生への臨床教育、卒後臨床研修及び看護師の卒後教育等附属病院における医療従事者に対する研修・実習の充実を図る。

また、県内の地域医療を担う医療従事者に対しても、地域の医療機関等関係施設と連携及び協力しながら、研修・実習の機会を広く提供していく。

4 地域貢献に関する目標

地域住民への生涯学習の機会を提供することにより、健康福祉の向上への意識高揚に努めるとともに、医療系大学の特性を活かして、県及び市町村等の行政が実施するプロジェクトに参画することにより、健康福祉の向上に貢献する。

また、大学の特性を活かし、学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進することにより、県民の健康増進と地域産業の振興を通じて社会に貢献する。

5 国際交流に関する目標

国外の大学や研究機関等との連携及び交流を推進し、学内に新風を吹き込むことにより大学機能の活性化を促進させるとともに、国際的な視点をもって活躍できる人材を育成する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 法令・倫理等の遵守及び内部統制システムの構築等運営体制の改善に関する目標

法人内の連携強化に向け、教職員の意識改革を進め、理事長のリーダーシップのもと教職員が一丸となって、法令・倫理の遵守を徹底することにより、より一層社会に信頼される大学を目指すとともに、法人の内部統制システムを強化することにより、継続的かつ安定的な大学運営を目指す。

2 人材育成・人事の適正化等に関する目標

人材育成制度の充実及び人事制度の効果的運用・改善により、職員の能力・モチベーションの向上を図る。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図るなど、職場環境の充実を図るとともに、教職員が満足感を実感できる職場作りに努める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

法人における主体的な大学改革の推進や教育・研究・医療など大学機能の一層の充実を図るため、法人経営と教学双方に精通した高度で専門性を有する事務局組織の構築を目指すとともに、効果的かつ効率的な法人経営に努める。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

医業収入の確保、診療報酬の適正化を図ることにより、健全な病院運営を推進する。

また、寄付制度の拡充、国等の科学研究費補助金及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部資金の獲得に積極的に取り組み、多様な収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標

医療材料、医薬品等診療経費の抑制をさらに図ることにより、健全な病院運営を推進する。また、管理的経費の見直しを行い、効率的・効果的な運用を図るとともに経費の抑制に努めることにより、経営の向上を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産状況を把握し、効率的かつ効果的な資産運用を図ることにより、法人経営の向上を図る。

第5 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価や第三者評価等を行うことにより、大学の教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その結果を大学運営の改善と活性化に反映させるとともに、これを公表し、社会への説明責任を果たす。

2 情報公開等の推進に関する目標

開かれた大学として県民への説明責任を果たすため、法人の業務の状況等について、積極的な情報発信を推進する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標

施設及び設備の点検・評価等を行い、有効活用を図るとともに、長期的な視点で、教育・研究・医療の各活動における施策を踏まえて必要性を検討し、計画的な整備を行うことにより、良好な環境を形成する。

2 安全管理に関する目標

患者、学生、教職員及び周辺地域の住民等の安全・衛生の確保のため、平常時のみならず、天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。

3 基本的人権の尊重に関する目標

基本的人権を尊重した教育研究及び職場環境を構築するとともに、教育研究や医療現場において、常に人権の尊重を念頭においた取り組みを行う。

さらに、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、教職員に対する研修を行うとともに、県民に対しても必要な情報の発信に努める。

別表（学部、研究科及び専攻科）

学部	医学部 保健看護学部
研究科	医学研究科 保健看護学研究科
専攻科	助産学専攻科

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

打田都市計画公園（4・4・1号紀の川市民公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月13日

和歌山県知事 仁坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課